

新しい公共支援事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 新しい公共支援事業（以下「支援事業」という。）を効果的に実施し、推進を図るため、福井県新しい公共支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画および成果目標の検討
- (2) 新しい公共の場づくりモデル事業に係る提案事業の選定
- (3) NPO等活動基盤強化事業の受託先の選定
- (4) 前号の事業で支援する対象者の選定
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討および指導・助言等
- (7) 支援事業に関する国への要請および国からの要請等への対応
- (8) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員は、高い識見を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者の中から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年5月31日までとする。

(委員長等)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第6条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(書面開催)

第7条 運営委員会は、支援事業を効果的に実施するために必要な場合には、書面において開催することができる。

2 前項の場合、委員の記名・押印をもって出席したものとみなす。

(議事録等)

第8条 運営委員会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成する。

3 議事録は、原則として公表する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当部分を非公開とする。

- (1) 個別のNPO等の評価に関する事項を検討する場合
- (2) 公開することにより、運営委員会の公正または円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(審議の公正)

第9条 委員は、運営委員会の権限に属する事項に関し、判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員長に申告し、運営委員会の承認を経て審議および議決を回避することとする。

2 前項の委員が委員長の場合、第4条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員に申告するものとする。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、総務部男女参画・県民活動課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

新しい公共支援事業運営委員会について

1 設置の趣旨・目的

新しい公共支援事業を効果的に実施し、推進を図るため、内閣府の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に基づき、民間有識者で構成される福井県新しい公共支援事業運営委員会を設置する。

2 主な役割

- ① 新しい公共支援事業の基本方針、事業計画の検討
- ② 新しい公共の場づくりモデル事業に係るNPO等からの提案の選定
- ③ NPO等活動基盤強化事業の受託者の選定
- ④ NPO等活動基盤強化事業で支援するNPO等の選定基準の検討
- ⑤ NPO等活動基盤強化事業で支援するNPO等の選定
- ⑥ NPO等活動基盤強化事業、新しい公共の場づくりモデル事業で実施する各事業の評価 等

3 委員任期

平成23年8月9日（第1回運営委員会）～平成25年5月31日